

# 第164回

## 熊本県都市計画審議会議事録

令和6年（2024年）3月5日

## 第164回 熊本県都市計画審議会議事録

- 1 案件 [公開・非公開]
- 審議
- 議第1346号 《公開》  
熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
- 議題1347号 《公開》  
大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）
- 議題1348号 《公開》  
景観法第9条第8項の規定に基づく熊本景観計画の変更の件（特定施設届出地区の変更：合志市、大津町、菊陽町）
- 2 審議会の日時及び場所  
日時 令和6年（2024年）3月5日（火曜日） 午前10時開会  
場所 ホテル熊本テルサ「たい樹」
- 3 出席した委員及び幹事の氏名  
（出席委員）
- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 熊本大学教授         | 柿本 竜治                   |
| 熊本大学教授         | 本間 里見                   |
| くまもと農業女性ネットワーク | 菅原 静子                   |
| 熊本商工会議所女性会     | 古崎 喜代子                  |
| 熊本経済同友会        | 野々口 弘基                  |
| 熊本県弁護士会        | 森 則子                    |
| 熊本大学教授         | 副島 顕子                   |
| 熊本県町村会会長       | 竹崎 一成                   |
| 熊本県議会議員        | 藤川 隆夫                   |
| 熊本県議会議員        | 鎌田 聡                    |
| 熊本県議会議員        | 前田 憲秀                   |
| 熊本県議会議員        | 橋口 海平                   |
| 熊本県議会議員        | 松村 秀逸                   |
| 九州地方整備局長       | （代理 熊本河川国道事務所副所長 柴尾 照雄） |

九州農政局長 (代理 農村振興部農村計画課長 内田 耕吉)  
熊本県警察本部長 (代理 交通規制課長 井上 賢二)

(出席幹事)

土木部道路都市局長	宮島 哲哉
土木部道路都市局都市計画課長	松田 龍朋
土木部道路都市局都市計画課審議員	平山 幸司
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	村田 要
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	亀井 誠
土木部道路都市局都市計画課課長補佐	益田 修

4 一般の傍聴者 0名

5 議事次第

- (1) 開会
- (2) 主催者あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 議事録署名者の指名
- (5) 審議会の公開・非公開について
- (6) 議案
- (7) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

**村田課長補佐**

ただいまより、第 164 回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の進行をいたします、県都市計画課の村田と申します。よろしく願いいたします。

開会にあたりまして、県土木部道路都市局長の宮島からご挨拶申し上げます。

(2) 主催者あいさつ

**宮島道路都市局長**

皆様、おはようございます。事務局を代表しましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、ご多忙の中、熊本県都市計画審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回、1月の審議会では、中九州横断道路熊本環状連絡線と大津合志線ほか2

線及び人吉市都市計画事業紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更に対する意見書につきまして、ご審議をいただいたところでございます。

このうち、道路事業の2件につきましては、2月に都市計画決定を行い、また、土地区画整理事業に対する意見書につきましては、1月中旬に意見書提出者への通知及び審議内容の説明を終えたことをご報告申し上げます。

さて、本日の付議事項でございますが、中九州横断道路大津熊本線と熊本県景観計画の変更です。

なお、中九州横断道路大津熊本線は、熊本と大津の2つの都市計画区域に跨ることから、それぞれ都市計画の手続きを行う必要がありますので、議案2つという扱いになっております。

まず、中九州横断道路大津熊本線につきましては、九州各県を結ぶ循環型高速交通ネットワークを形成し、熊本都市圏の拠点性向上や工業流通拠点に位置付けたセミコンテクノパーク周辺地区にかかる物流機能の向上等に資する自動車専用道路でございます。この路線は、令和2年1月に路面幅での都市計画決定を行っており、その後、詳細な測量・設計により道路構造が確定したため、今回変更を行うものでございます。

次に熊本県景観計画の変更につきましては、前回ご審議をいただいた都市計画道路大津合志線、これは県道名で大津植木線でございますが、この路線において、世界有数の半導体産業集積の玄関口にふさわしい、品格のある沿道景観を形成するために、特定施設届出地区を定めるものでございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 村田課長補佐

続きまして、定数の確認をいたします。

本日は委員17名のうち16名のご出席ですので、熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催できる定員数に達しておりますことをご報告いたします。

### (3) 委員紹介

## 村田課長補佐

審議に入ります前に、本日代理で出席いただいている委員の方のご紹介をさせていただきます。

国土交通省九州地方整備局長 森戸様の代理といたしまして、熊本河川国道事務所副所長 柴尾様でございます。

農林水産省九州農政局長 北林様の代理といたしまして、九州農政局農村振興

部農村計画課長 内田様でございます。

熊本県警察本部長 宮内様の代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長 井上様でございます。

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、出席者名簿により代えさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、柿本会長に議長をお願いしたいと思います。柿本会長、よろしくお願ひいたします。

#### (4) 議事録署名者の指名

##### 柿本会長

それでは、しばらくの間私の方で進行を務めさせていただきます。

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきますと思います。規定により会長が指名することになっておりますので、本日は、野々口委員と鎌田委員をお願いしたいと思います。

野々口委員、鎌田委員よろしいでしょうか。

##### 野々口委員・鎌田委員

はい。

##### 柿本会長

それでは、よろしくお願ひいたします。

#### (5) 審議会の公開・非公開について

##### 柿本会長

続きまして、審議会の公開に関してですが、本日の議案はすべて公開といたします。

本日、傍聴者及び報道関係者の方はいらっしゃいますか。

##### 村田課長補佐

傍聴の方はいらっしゃいません。報道機関の方が1名いらっしゃいます。

## (6) 議案

審議：議題 1346 号熊本都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）  
議題 1347 号大津都市計画道路の変更の件（中九州横断道路大津熊本線）

### 柿本会長

それでは早速、審議に入らせていただきます。

議第 1346 号熊本都市計画道路の変更の件及び議題 1347 号大津都市計画道路の変更の件について、ご審議いただきたいと思えます。

事務局より、議案のご説明をお願いいたします。

### 平山審議員

説明を担当します都市計画課の平山と申します。着座にてご説明いたします。

議第 1346 号熊本都市計画道路の変更の件、議第 1347 号大津都市計画道路の変更の件についてご説明いたします。2つの議案は関連いたしますので、一括してご説明いたします。

こちらが説明内容となります。

まず、全体概要としまして、中九州横断道路の概要、都市計画上の位置付け及び都市計画に定める理由についてご説明します。

次に、都市計画案について、道路計画の概要などをご説明いたします。

まずは、中九州横断道路の概要となります。

こちらは中九州横断道路の全体図となります。

中九州横断道路は、大分県大分市から熊本県熊本市に至る延長約 120km の高規格道路です。高規格道路とは、九州縦貫自動車道などの自動車専用道路と一体となって、広域的な交通ネットワークを構成するものです。

現在の整備状況については、右下の凡例に示しておりますとおり、赤色の実線は供用中の区間で、破線が事業中の区間となります。このうち、赤色で旗揚げした区間、九州縦貫自動車道から東に約 14km の区間が大津熊本線となります。

続いて、中九州横断道路の都市計画上の位置付けについてご説明いたします。

こちらは、上位計画となる都市計画区域マスタープランに記載している内容となります。左側が熊本都市計画区域、右側が大津都市計画区域となります。いずれにおいても、中九州横断道路は広域的な幹線道路の 1 つとして位置付けられております。

全体概要の最後として、今回都市計画に定める理由についてご説明します。

中九州横断道路大津熊本線につきましては、先ほどご説明しました区域マスタープランへの位置付けを踏まえるとともに、拠点性の向上や産業の活性化など、重要な役割を担う道路であることから、すでに令和 2 年 1 月に中九州横断道路大津熊本線を都市計画決定しております。今回はその決定した区間の一部

について、道路の詳細な設計により、法面などの道路構造が確定しましたので、都市計画を変更することとしております。

続いて、今回変更します都市計画案についてご説明します。

まずは、道路計画の概要になります。

こちらは、中九州横断道路大津熊本線の全体図になります。青色の旗揚げで示しているとおり、画面右側の起点となる大津町の国道 325 号から、画面左側の終点となる熊本市の九州縦貫自動車道までの区間約 14.1km を令和 2 年 1 月に決定しております。今回はこの区間のうち、赤の旗揚げで示しております約 4.7km の区間について、変更することとしております。

なお、大津町と合志市との間で、大津都市計画区域と熊本都市計画区域に分かれることから、それぞれの都市計画を変更することになります。

また、今回変更する区間の西側については、すでに令和 4 年 7 月に同様の変更を行っている区間となります。

こちらは道路の標準的な断面図になります。

上の図が盛土等の土工部、下の図が橋梁部の断面になります。青色の旗揚げが前回決定した幅、赤が今回変更する幅を示しております。前は、車両の通行に必要な路面幅 20.5m を都市計画決定しております。今回は、先ほどお示しました約 4.7km の区間について、前回決定した路面幅から法面や橋梁の防護柵などを加えた幅へ変更することとしております。

ここから、それぞれの都市計画区域に分けてご説明します。

まずは大津都市計画区域になります。画面右側は国道 325 号、左側は合志市との境までになります。右下の凡例のとおり、薄い赤色が前回路面幅で都市計画決定した範囲、濃い赤色の幅が今回追加して広がる範囲となります。画面右側国道 325 号との交差点に、大津西 IC の設置が予定されており、ここを起点に画面左の西側の方に進んで参ります。起点付近には、国道 325 号沿いにレストランや北側には杉水公園があります。また、本線に並行して南側には町道源場水迫線が通っております。途中で大津町人権啓発福祉センターや町営住宅の北側を通る路線になります。

次に、①で示す箇所について、断面図を使ってご説明します。

こちらが①の断面図になります。こちらは、現地盤を掘り込んで道路を構築する切土部の断面図になります。道路の排水を行うため、法面の下のほうに排水施設を設置しています。これらの道路排水施設や切土法面に必要な幅を追加し、今回変更することとしております。

次に、熊本都市計画区域になります。画面右側が大津町との境になり、画面左側の県道住吉熊本線との交差点が今回の終点となります。右側から、日向川を橋梁で越えて西に進みます。次に、緑線で示している主要地方道熊本大津線を橋梁

で越えます。そこから、農業施設と牧場の間を通り、県道住吉熊本線と交差します。交差点には、合志 IC の設置を予定しております。

次に、②で示す箇所について、断面図を使ってご説明します。

こちらが②の断面図になります。こちらは、現地盤に土を盛って、道路を築造する盛土部の断面図になります。こちらでも道路の排水を行うため、法面の下のほうに排水施設を設置します。今回、これらの盛土法面や道路排水施設の幅などを、前回決定した幅に追加して、変更することとしております。

続いて、今回の区間に設置される予定の IC についてご説明します。

起点となる国道 325 号との交差点に大津西 IC、終点となる県道住吉熊本線との交差点に合志 IC を設置する予定となっております。どちらも前回令和 2 年 1 月に都市計画決定されており、今回は法面部などを追加する内容となります。

こちらは、大津西 IC の拡大図になります。緑色の矢印で示しておりますとおり、国道からの本線への進入は、画面上側の菊池市方面、画面下側の大津町中心部方面の両方向から可能になり、青の矢印で示しておりますとおり、本線から国道へ両方向に降りることも可能となります。

続いて、合志 IC の拡大図になります。こちらでも、緑の矢印で示しておりますとおり、画面中央の県道住吉熊本線から、画面右側の大津方面、左側の熊本方面のどちらにも本線に乗ることができ、青色の矢印で示しますとおり、本線から県道住吉熊本線に降りて、画面上側の菊池方面、下側の熊本方面、どちらにも行くことができるようになります。

以上が、道路計画の概要でした。

最後に、説明会及び意見書の内容についてご説明いたします。

都市計画素案の説明会は、令和 5 年 12 月 13 日から 18 日にかけて、合志市と大津町において、それぞれ昼と夜の計 4 回開催し、98 名の参加をいただいております。

説明会での主な質問とその回答について、ご紹介いたします。

まず 1 点目は、今回の起点である大津西 IC について、大津西 IC 周辺は集落が近接しており、子供の通学路でもあるため、工事の影響はどの程度かというご質問がありました。回答としましては、走行車両による騒音については、低減効果のある排水性舗装を行うこととしており、国道との接続部には信号機を設置し、歩行者の安全を確保することとしていると回答しております。

2 点目は、今後説明会を行う予定はあるのかという質問があり、事業者である国土交通省より、施工方法や農道の付け替えなどを含めた事業説明会を行う予定としていると回答しております。

最後に 3 点目は、完成時期について確認する質問があり、未定であると回答しております。



都市計画案の公告・縦覧は、令和6年2月13日から2月27日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 柿本会長

ありがとうございます。

それでは委員の方から、ただいま事務局よりご説明のありました件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

#### 藤川委員

先ほど住民説明会の中で、完成はいつ頃ですかという質問で未定ですと、これは確かに未定ではあるかと思えますけど、どの程度でという話くらいは、住民説明会でされたほうがいいと思うのですが、いかがですか。

#### 平山審議員

完成時期の住民に対する回答についてとなります。

説明会の際に、完成時期の1つ前にもありましたが、今後どのような説明会が予定されているか、こういうスケジュール面の問い合わせもございまして、その中で、来年度にそういうご説明を予定していることなどをご説明し、その後、用地のご相談についても入っていきますということを近々のスケジュールについては、しっかりご説明させていただいております。

完成時期については未定ということで返しております。

#### 藤川委員

ありがとうございました。

#### 柿本会長

他にご意見がないようでしたら、議題1346号及び議第1347号につきましては、異議なしとさせていただきます。よろしいでしょうか。

#### 委員

はい。

#### 柿本会長

それでは、ご異議ないようですので、議題1346号及び議第1347号につきましては、異議なしとさせていただきます。

審議：議題 1348 号景観法第 9 条第 8 項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件（特定施設届出地区の変更：合志市、大津町、菊陽町）

### 柿本会長

続きまして、議題 1348 号景観法第 9 条第 8 項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件について、ご審議いただきたいと思えます。

事務局よりご説明をお願いいたします。

### 平山審議員

議題 1348 号景観法第 9 条第 8 項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件について、ご説明いたします。

こちらが本日ご説明するものとなります。この目次に沿ってご説明させていただきます。

まず、景観計画と都市計画の関係についてご説明させていただきます。

県では、景観法に基づいて熊本県景観計画を定めておりますが、枠囲みに記載しているとおり、景観法第 9 条第 2 項及び第 8 項において、景観計画を定めるまたは変更する場合、都市計画区域に係る部分については、都市計画の方針との整合を図る観点から、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。

今回、お諮りします景観計画の変更については、熊本都市計画区域と大津都市計画区域に関係しますので、本都市計画審議会に諮問させていただくものになります。

次に、熊本県景観計画の概要について、ご説明いたします。

本県で策定している景観計画の区域につきましては、県全域としております。ただし、図面の青色で示している市町村につきましては、景観行政団体に移行済みまたは自主条例策定済みの市町村となりまして、県の景観計画の区域外となります。

また、県の計画区域内には、景観形成上重要な地域を景観形成地域と定めています。地図の中で緑色にて示しておりますが、熊本空港周辺、天草、水俣・芦北の 3 地域を指定し、それぞれの地域の特性に応じた景観形成基準によりまして、良好な景観の誘導を図っております。

地図の中で赤色の線で示しております、幹線道路の区域につきましては、景観形成を図る必要があると認められる区域を特定施設届出地区として定めています。図の右側の表にありますとおり、現在 24 の区域を指定しております。

今回は、図の黄色で丸囲みをしております、セミコンテクノパーク付近の道路について、特定施設届出地区に追加指定する景観計画の変更を行いたいと考えております。

次に、特定施設届出地区の概要及び効果について、ご説明いたします。

まず、特定施設につきましては、左の水色の枠内に記載しております、パチンコ店、ガソリンスタンド、飲食店、物販店、ホテルなどが主なものとなります。

景観誘導の仕組みとしましては、上の矢印のとおり、特定施設を設置する事業者は、県に届出をしていただき、県が景観形成基準に基づき指導を行うことで、景観誘導を図るというものです。

現状では、建築面積が1,000m<sup>2</sup>を超える建物の新築など、比較的大規模な行為を行う際に、届出を行うこととなっておりますが、特定施設届出地区に指定することにより、特定施設が床面積10m<sup>2</sup>を超える場合など、規模が小さくても届出の対象となります。

指定の効果としましては、下のピンク囲みに記載しているとおり、これまでより小規模な施設・設備の新築、外観の変更などの行為についても、事前に把握することができ、また、計画形成基準に基づき、事業者に指導などを行うことでこれまでより細やかな景観誘導を図ることが可能となります。

次に、特定施設届出地区として追加指定する概要について、ご説明いたします。

画面左下の地図をご覧ください。セミコン周辺の地図になりますが、青枠が先日、開所しましたJASMの工場になります。上部の赤色破線が中九州横断道路、中央の太い赤線が今回、追加指定を行う路線になります。

上段の枠囲みになりますが、県道大津植木線については、現在、交通渋滞の対策として多車線化事業を進めているところです。当該路線は、今後、半導体関連企業の集積により、海外からの来訪者も多く行き交う道路となることが予想されております。そのため、世界有数の半導体生産拠点にふさわしいシンボルロードとして、熊本の豊かな自然と調和を図りながら、質の高い、品格のある景観の形成を目指しまして、当該多車線化事業の区間を特定施設届出地区に指定し、良好な景観への誘導を図っていきたいと考えております。

次に、指定区間の案について、ご説明させていただきます。

下の図面の矢印の点線が指定区間の案であります。現在、多車線化事業を実施している約4.12kmの区間について、道路から両側20m以内の範囲を指定したいと考えております。具体的には、上段の表で示しております県道大津植木線の国道325号との交点から県道大津西合志線との交点までと県道大津西合志線の県道大津植木線の交点から合志ICアクセス道路との交点までとなっております。

最後に、スケジュールについて、ご説明させていただきます。

12月に関係市町である合志市、大津町、菊陽町と協議を行った後、昨年末から本年の1月18日までの30日間パブリックコメントによる意見募集を行っております。

景観計画の変更に関するご意見はございませんでした。

その後、条例規定に基づきまして、1月29日に熊本県景観・屋外広告物審議会にお諮りし、県の案のとおりご承認をいただいております。

その上で、本日の都市計画審議会でご審議をいただいた後、所要の事務手続きを進めまして、今年度中に告示・施行を行う予定です。

以上が、本議案の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

### 柿本会長

ありがとうございました。

それではただいま事務局よりご説明いただきました内容について、ご意見やコメントをいただきたいと思っております。

### 野々口委員

委員の野々口と申します。2点ございます。

景観に関してですが、先ほどの届出というのはよく理解をしました。

少し前の話になるかと思いますが、通称第二空港線の有料駐車場がたくさんあるところがあると思いますが、各会社が自社の看板を建てており、景観上いかななものかということで、統一されたことがあったかと思っております。統一されてから、景観上は大変見やすくなったと認識しておりますけど、今回、シンボルロードということで、新たにそのあたりまでの誘導や規制を行われるのかが1点。

2点目が緑地の問題です。景観から環境などの面ですごくいいことだと思っておりますけど、一方、道路ですので当然、物流、人、物、車というものがずっといるわけですから、5年、10年、20年後を考えると、樹木というのはとても成長してまいります。そうすると場合によっては、ドライバーの死角が増えてしまう可能性もありますので、伐採までお考えなのかどうか分かりませんが、そういったことも考えながら、進めていただきたい。

以上、2点でございます。

### 亀井課長補佐

都市計画課の亀井でございます。

先ほどおっしゃった広告物については、別途、屋外広告物条例というものがございまして、先ほどご説明しました1月29日に開催された景観・屋外広告物審議会にて広告物の規制をしております。

広告物については、一般の広告物と自家用の広告物がございまして。一般広告物はいわゆる商業用の広告ですが、こちらについては禁止としまして、自家用広告物につきましては50m<sup>2</sup>以下までとしていきます。ただし、地区計画を作り審議会に諮ることによって100m<sup>2</sup>まで可能とするという形で、規制を行うというこ

とになっております。

こちらも今後、3月中の告示によって規制がはたらくということになります。

#### **平山審議員**

2点目の道路の植樹に関係するご質問についてですが、画面に映しております右下が多車線化事業のイメージパースであります。ご指摘のとおり、車線の中央や歩道との間に植樹帯を設ける計画としています。植樹帯の機能というのは、通行車両の視線誘導の意味もございしますが、放置すると、ご指摘のとおり、逆に阻害するようなこととなります。このあたりにつきまして、現在、道路の予備設計を行っている段階になります。今後、樹種や樹木の構成、配置間隔、将来の維持も含め、しっかり検討して進めて参りたいと考えております。

#### **野々口委員**

ありがとうございました。

#### **本間委員**

セミコンテクノパーク周辺の景観形成については、賛同いたします。

特定施設の届出というのはあくまでも届出であり、届出によって景観誘導の指導が図れるということだと思っておりますが、実際にどれぐらい効果があるのでしょうか。

これまでの特定施設届出地区で、景観誘導が図られたというようなことが検証されているのかといいますか、効果があるのであれば少し教えていただきたい。

#### **亀井課長補佐**

実際に、新築や改築に着手する30日前までに届出をしていただくこととなります。ただ実際は、さらに前の段階で相談を受けており、その段階で計画に沿って、景観基準に反さないということをお願いし、了解をいただいているということです。

#### **本間委員**

基本的には指導した内容について、業者の方が対応していただけるというようなことが行われるわけですか。

#### **亀井課長補佐**

対応していただいております。

**本間委員**

わかりました。

**柿本会長**

ほかはないでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、議題 1348 号につきましては異議なしとしてよろしいでしょうか。

**委員**

はい。

**柿本会長**

それでは、ご異議がないようですので、議題 1348 号につきましては、異議なしとさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議案の審議についてはすべて終了いたしました。委員の皆様には審議会の円滑な運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これ以降は事務局にお返しいたします。

**(7) 閉会**

**松田都市計画課長**

委員の皆様、ご審議ありがとうございました。都市計画課長の松田です。日頃から皆様方には大変お世話になっております。

今回、審議会の県知事への通知を受けまして、都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えております。それでは、これをもちまして第 164 回熊本県都市計画審議会を閉会いたします。

**【午前 10 時 40 分 閉会】**

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

2024年 3月 14日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

鎌田 聡

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

2024年 3月 28日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

野々口 弘基

